

2018

Sept, Vol. 185

## News Letter

— 目次 —

RPA に内包されるリスク

SoR と SoE

想定外に耐える力

Plaza-i 新機能 入金一括承認

テストの分類と役割分担

働き方改革（長時間労働）について

最新の Plaza-i バージョン情報

小規模宅地等の特例について

消費税軽減税率について

〒140-0002 東京都品川区東品川 1-2-5 リバーサイド品川港南ビル 3階  
株式会社 ビジネス・アソシエイツ TEL03-5495-9961 FAX03-5495-9962

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階  
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

---

## RPA に内包されるリスク

---

働き方改革を実現する IT ツールとして近年注目されている RPA (Robotic Process Automation: ソフトウェアによる定型業務の自動化)。この RPA を導入して総業務時間を大幅に削減できた大企業の事例も多数出てきています。この先、間違いなく RPA は中堅中小企業においても普及していくことでしょう。むしろ人手不足に陥りがちな中堅中小企業こそ定型業務がシステム化される RPA 導入は業務改善効果が高いといえます。

一方で RPA にはリスクが潜んでいます。RPA を提供している弊社の協業先のコンサルタントは RPA の導入と継続性に以下のような懸念を抱えています。

### 【RPA 導入は簡単ではない】

RPA を提供する業者の中には「RPA はユーザサイドでも簡単に導入できる」と説明しているところもあるが、実際は Excel の複雑なマクロが組める程度のプログラミング技術がないと導入はできない。

### 【RPA はメンテナンスが困難】

RPA は Excel のマクロと同様、個別プログラムのため、基本的に構築した人しかメンテナンスができない。業務の種類に応じて RPA の種類を増やせば増やすほどメンテナンスが困難になる。

ここ数年、Plaza-i のような統合業務パッケージを採用する多くの企業のシステム導入目的には、「業務標準化」や「属人化からの脱却」が掲げられています。このような目的を持った企業にとって、RPA の導入はこのシステム導入目的と矛盾します。つまり RPA = 「個別プログラム」であり、「属人化」を助長する結果となるわけです。ではどうすればよいのでしょうか。少しでも将来のリスクを軽減するために導入時に以下に注意してください。

#### ① RPA 構築設計仕様を明確にする

RPA 構築の際には特定の社員一人、構築会社の担当者一人だけに仕様を管理させるのではなく、複数担当者で共有するようにしてください。

#### ② 構築会社と保守契約を締結し定期的にメンテナンスする

外部システム会社に構築を依頼する場合は、保守契約を締結し、定期的にメンテナンスを実施

してもらうことで RPA の継続性を維持してください。

RPA 自体が業務効率化に貢献することは間違いありません。本コラムで説明した内容に注意いただき、効果的な RPA 導入を実現ください。

---

## SoR と SoE

---

近年、「デジタルトランスフォーメーション」(「DX」)のキーワードとともに、企業の IT 利活用の状況が大きく変革してきています。

確かに私たちの日々の企業活動、あるいは個人の日常生活の中でも、AI、IoT、RPA など、いわゆるデジタルテクノロジーに触れる機会も増えてきており、また、今まさにこれらの対応に取り組んでおられるユーザ様も多いのではないのでしょうか。

一方で、「デジタルテクノロジーを利活用して企業活動を変革する！攻めの IT！」と意気込みつつ取り組んでみたものの、良くも悪くも「レガシー」の壁に直面して、思うように進捗しないという現状も少なからずあるのではないのでしょうか。

本稿のタイトルの「SoR」「SoE」は、「SoR: System of Record」「SoE: System of Engagement」のことで、「DX」の具体的な対応(開発)の局面での、こうした課題に対する解決へのアプローチ、ヒントになりうる概念として注目されているキーワードとなります。

筆者の所感も含めて、ご紹介させていただきます。

### SoR (System of Record) とは

「記録のためのシステム」。具体的には企業の基幹システム、会計システムなど。予約、決済などのシステムもこちらに含まれます。

ご推察の通り、Plaza-i は「SoR」に分類されます。

正確性、安定性、信頼性などの品質が重視されます。

開発(導入)手法としては、ウォーターフォール、V字モデルに準拠されます。

開発に際し、必要とするリソース能力(ケイパビリティ)は、ビジネス分析、設計・開発、テ

スト、教育、サポート、プロジェクト管理(計画、指示、報告、承認、統制)などです。

要件定義が特に重要で、要件定義を元に、正しい仕様、定型的なデータ(ベース)を実装していきます。

開発体制は、情報システム部門が主導し、開発は外部委託が可能です。

投資効果は、短・中期的に評価されます。

いわゆる「守りのIT」と言われます。

## SoE (System of Engagement) とは

顧客(ユーザ)との関係、つながりを作るためのシステム。例えば、Web サイト、スマートフォン(のアプリ)、CRM、ダイレクトマーケティングなどが相当します。

もともと、マーケティングの領域で提唱された概念なので「顧客との関係」が主眼に置かれていますが、「顧客」に限らず、システムの利用者=ユーザと読み替えても差し支えなさそうです。

ユーザインターフェース(使用性)、短期での開発・リリース・サービスイン、相対的な正確性等が重視されます。

開発手法としては、アジャイル、プロトタイプ、PoC (Proof of Concept、概念実証)、デザイン思考、トライアンドエラーなどの手法が採用されます。

事前の要件定義ができない、正しい仕様がなないので、仮説と検証を繰り返していくアプローチがとられます。

必要とするリソースの能力(ケイパビリティ)は、マーケティング、デザイン思考、ユーザ視点、コミュニケーション、プロジェクト管理(不確実性のコントロール、アジャイルの推進)等です。

開発体制は、事業部門が主導し、内製が主体です。(外注は契約的、コスト的に難しい。)

短・中期的な投資効果よりも新規性、革新性による大きな利益を期待し、失敗による損失、負債を(ある程度は)許容されます。

いわゆる「攻めのIT」と言われます。

## 「SoR」と「SoE」による整理

「SoR」は従来型、旧式、「SoE」は創造的、先進的、というイメージにとらえられそうです

が、両者は、排他的、優劣比較をするものではありません。

システムの性質を分類・整理する軸、指針、概念としてとらえると、現実の諸課題をうまく整理できそうです。

また、「守り」と「攻め」のポジション・配置、バランス、連携、(時間軸の中での)切り替え、リスク評価・対策、全体として目標達成、いわゆる“戦略”あるいは“戦術”とも言えそうです。

「SoE」的な特性が強いシステムを、「SoR」的なアプローチで開発しようとする、失敗してしまう可能性が大きくなります。

「SoE」的なアプローチで新しいシステムを開発できたとして、これを新たな製品、サービスとして企業活動に組み込む場合には、最終的に企業の基幹システムに組み込む、あるいは、「SoR」的なアプローチで再定義する必要があります。

これから開発しようとしているシステムあるいはシステム機能、システムに限らず、製品、サービス、プロセス、概念・コンセプトなど、何でもそうですが、これから開発しようとしている対象物の性質がどちらに分類されるか、それによって、開発のアプローチ、プロセス、必要とするリソース能力、体制、投資効果の評価等が異なってきます。

これらの状況理解や意思決定は、開発(=投資)の成功/失敗に大きく影響してくるのではないのでしょうか?

## おわりに

1990年代後半から2000年代前半にかけて、インターネットやパソコンの普及による「IT革命」(2000年流行語大賞)で、企業活動や個人の生活が、それ以前と比べて、大きく変革しました。

皆様も、近年、AI、IoT、ロボット、スマートデバイス等の「デジタルテクノロジー」の普及、また、「働き方改革」などの社会通念の変化も加わり、今まさに、新たに社会が変革していることを実感しながら日々の企業活動に取り組みされていることと存じます。

とりわけ、企業の情報システムは、こうした変化への対応を猶予なく求められており、「IT革命」の際と同様に、一定以上の成果を期待され

ていることと存じます。

本稿が、こうした期待に応える一助となれば、幸いです。

---

## 想定外に耐える力

---

先日の台風や地震で被災された企業の皆様、ご家族や知人が被災された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

最近の日本列島は自然災害が多い、しかもその規模が想定以上に大きい。こう感じる方々も少なくないのではと思います。自然豊かな日本はその豊かさの享受とともに常に自然の驚異に晒されています。二次・人的災害につながっていくことで被害も大きくなりますがそのきっかけとなる自然災害は絶えることがありません。未だ復興の途上で不便を強いられている方々も多いとお察し致します。各メディアの報道で“想定外”という言葉とともに落胆する方々を見ると、想定外の事にどうやって備えればいいのか、とやるせない気持ちになります。

3.1.1以降、多くの企業はBCP対策に一斉に取り組みだしました。それまでも大企業中心にリスク対策の一環としてありましたが、BCPという言葉がここから大きく浸透し大災害も視野に入れた本格的対策が大企業だけでなく中小企業でも取り組まれるようになりました。その内容は災害レベル毎に異なるものの、各地の被災した地域企業への調査によると、大方は効果あり、やっつけてよかったとの回答が多いようです。しかしこれらの対策、最高レベルにおいてさえおそらく想定したこと、想定し得ることに対する備えであることの域を出ていません。想定＝想像。うちの会社でこうなったらまずい、という想像力をできるかぎり働かせて、対策整備していることと思いますが、人は所詮、想定できることに対してしか備えられないのです。

では想定外のことが起きた時、どうすれば良

いか。それは、状況に耐える力、踏ん張る力なんだろうと思います。復興のための資金力、基盤が確保されていることも大いに大事ですが、まずはその原動力は企業を構成する人達一人一人の力なのだと思います。

災害が起きた時、企業経営継続において一番のリスクは“人”の損失。一時的に在庫が無事でも工場が無事でも、それらを継続的に作る人、自社サービスや技術を提供する人がいなければ会社は続いていきません。自社の社員の安全確保が想定されてなければBCP対策は片手落ち。社員の安否確認のプロセス、今一度振り返っておくことも悪くないでしょう。人がいて初めて「システムの復旧やバックアップデータの復旧」といった次のステップに取り組みます。

ある被災された方の言葉が印象的でした。「どうしようもないとって落胆し気持ちが沈んで助けが来るまで何もしなければ再建までの期間が長引くだけ。起こってしまったことは仕方がない、自分たちでやれることをやって進んでいくしかない」。大事な事なのだと思います。

---

## Plaza-i 新機能 入金一括承認

---

### はじめに

Plaza-i をお使いの経理担当者様の中には本タイトルをご覧になって「おっ」と思われた方も多いかもかもしれません。以前よりご要望が多かった入金一括承認メニューが V2.01.53 でリリースされました。当月分など特定期間分の入金明細を入力し、消込明細とぶつけ合い、「入金区分別一覧表」などで貸借一致を確認し、最後に一括で承認をする、こんな運用が可能になりました。

### 運用途中での変更時の注意点

本機能をご利用になられたい場合、既に入金伝票を個別に承認する運用をされていますので、途中で運用方法を変更することになるわけです。

が、1点だけ注意点があります。

未承認の入金伝票が残っていない状態で以下に示しますセットアップ変更、つまりは運用変更をしてください。

## セットアップ変更

まずは会社別オプションの変更が必要です。**ARS**「入金承認ルール区分」で「**20**：入金伝票一括承認を利用する」を選択します。

次に、承認権限者（ユーザグループ）に対して本メニューへのアクセス権限を付与します。

- ・システムパッケージ：**ARS** 債権管理
- ・グループ：入金・売掛金
- ・メニュー：入金一括承認

## 標準機能も完備

一括処理を目的としていますので当然ながら承認対象を選ぶ際の「全て選択」や「全て解除」ボタンもありますし、承認履歴も確認できます。また、入金伝票へのジャンプボタンや通貨別取引金額合計表示、それから、範囲指定条件のパラメータ保存機能も備えています。ユーザーズガイドは、**ARS** 入金・売掛金（章）、入金一括承認（節）です。ご利用になりたい場合はどうぞ弊社担当者へお問い合わせください。

## 最後に

私たちは **Plaza-i** をビジネス・プラットフォームとして位置付けていただき、そしてユーザー様の新たな価値創造と企業競争力強化に貢献していけるようシステムの改良に日々取り組んでいます。最近何か **Plaza-i** で困ったことはありませんでしたか？ **Plaza-i** で業務効率を上げるために、何かお手伝い出来ることはありませんか？ [弊社 HP](#) まで是非お声をお寄せください。お聞かせください。頂いた情報、ご意見、ご要望に対し、「私たちにできること」をご提案させていただきます。今回ご紹介させていただきました機能もユーザー様の声がかきかけで生まれております。どうぞよろしく願いいたします。

---

## テストの分類と役割分担

---

ソフトウェアの開発にテストは付きものです。開発を開始した後は、それぞれの工程で

設計の粒度別に検証が行われます。大まかに 4 種類ありますので、以下で紹介します。

## 単体(ユニット)テスト

開発中に、作成したそれぞれの機能に対し、詳細設計通りに動作するかどうかを確認するテストです。このテストは、開発中の段階で行うため、役割は当然開発者になります。

このテストは、手動でも行われますが、最近ではしばしばテスト用のコードを別で記述し、テストのプログラムを実行してシステム側にテストを行わせるという手法が採用されています。このテストは、時間や特定環境のソースコードに変更が加えられた場合に自動で起動するように設定する事が多いです。

## 結合(統合)テスト

単体テストを行った機能を組み合わせて、意図通りに動作しているか、連結がうまくいっているかを確認するテストです。このテストは品質管理専門の部署を設けて行う場合もありますが、弊社では実装担当した開発者以外の開発者がこの役割を担っています。

統合テストも、場合によっては単体テストとは別にテスト用のコードを記述し、自動化する事があります。弊社では、単体テストに加えて結合テストの自動化も進めています。

## システムテスト

単体テストや統合テストを終えた後に行うのがシステムテストです。ハードウェアまで含めたシステム全体が要件定義を満たしているかを確認するテストの事を言います。

**Plaza-i** のシステムテストは、設定したオプションやマスターの組み合わせで各画面が正常に動作するかの確認という意味合いが強いです。

## 受け入れテスト

システムの納品後に当たって構築したシステムが要求を満たしているかを確認するテストです。システムテストまでは開発元が行いますが、このテストは原則ユーザ側が行います(ベンダー側が支援するケースもありますが)。

要求のほとんどは業務上の必要性から発生しますので、それを満たしているかどうかのテ

ストは必然的に業務上の視点から確認する事となります。したがって、ただ何となく動かしてエラーが出ない事を確認するだけでは不十分で、業務で実際に行われている処理をシナリオにして検証を行う必要があります。

## おわりに

今回は開発の工程に沿った分類の紹介となっておりますが、開発だけでなく、既存機能で使っていなかった機能を導入する際にも受け入れテストは必要となります。Plaza-i で新たに機能を使い始める際に、単独でのシナリオ作成に不安を抱えている場合は、弊社もお手伝いができるかと思っておりますので、是非サポート担当（内線73）までご相談下さい。

---

## 働き方改革(長時間労働)について

---

### はじめに

昨今、様々な働き方が見られてきました。皆様は働き方改革という言葉を知ると何を思い浮かべますか？

言葉だけが先行しがちなものもありますが、企業によっては、すっかり定着した働き方もあるのではないのでしょうか。

弊社では、各個人の事情、能力に合わせ、在宅(テレ)ワークや時短勤務(一部フレックス)、男性も育休を取得する等、フレキシブルに対応しているように思います。

上記の言葉はあくまで、働き方改革のほんの一部にすぎませんが、今回は、その中で長時間労働について話していこうと思います。

### 個人の意識の見直し

長時間労働の原因は、個々人のスキルの問題、企業間競争力や業種等が様々であり、一概に解決策を言えるわけではありません。

当然ではありますが、制度やシステムによる長時間労働対策を導入しただけでは、長時間労働抑制を意識するきっかけにはなりません。営業力の向上、生産性の向上等が伴わなければ、企業としては、残業代が減る以上に利益を損な

う結果となります。

働き方改革は、国による法律の整備、企業による環境整備も重要ですが、筆者は特に、個人の意識が重要と考えています。

個人は、国に守られ、企業に守られてと甘えてばかりではいけません。

例えば、システム利用時間が規定されて早く帰れたからと言って、平日に遊び惚けて、翌日に影響を及ぼしては意味がありません。

システムが利用できないから仕事できませんでしたではなく、時間内に仕事を終わらせるには？と逆算して仕事を行わなければなりません。

システムが利用できなくなるからこそ、今ある業務と同じ効果を出すにはどうしたらよいか、業務フローの見直しを行う、規則の見直しを行う、断捨離を行う等、「個人」が積極的に考え、仕事(企業)に反映していくことが重要になります。

### ユーザログイン時間保守の利用

長時間労働の抑制対策として、システムが利用されるケースでは、シャットダウンシステムや勤怠管理システム導入による勤務時間の可視化などがあげられます。

弊社製品である Plaza-i と長時間労働を絡めると、Plaza-i には「ユーザログイン時間保守」という機能があり、強制的に Plaza-i の利用時間を定義することができます。

本機能は、Plaza-i のみのログイン制御となり、Plaza-i を利用していない部署への適用は難しいですが、PC を使用できなくするといった極端な対策を行わなくても、一部の部署からの適用が可能です。

また、Plaza-i は、基幹業務システムですから、Plaza-i が利用できないだけでも、十分に効果はあるのではないのでしょうか。

なお、[2017年3月のNL Vol.176](#)に「Plaza-i システムサービス提供時間」というタイトルで

筆者は違いますが本機能のご紹介をしています。  
利用を検討される場合は、ユーザーズガイドも併せてご参照ください。

※本機能は、V2.01.23.08 から提供されている機能になります。

## おわりに

弊社でも、8月末にご案内いたしました「[サポート時間外の問い合わせに関するお知らせとお願い](#)」も、働き方改革の一環となります。

新たな試みであり、お客様には大変お手数をお掛けし申し訳ございませんが、営業時間中にお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

---

## 最新の Plaza-i バージョン情報

---

平成 30 年 9 月 20 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET    V2.01.60.09

## 小規模宅地等の特例について

平成 30 年度の税制改正により、相続税における「小規模宅地等の特例」について、特例を受けることができる対象者の範囲の見直しが行われました。

### 1. 制度の概要

「小規模宅地等の特例」は被相続人から相続等により財産を取得した場合において、高額な相続税を納めるため、保有している土地を売却しなければならない事態を防ぐこと目的として創設された制度になります。相続が発生した直前において、被相続人の居住の用に供されていた宅地や被相続人の事業の用に供されていた宅地などで、一定の要件を満たすものは、相続税の課税価格の計算上、評価額を 80% (又は 50%) 減額することができる制度になります。

### 2. 特定居住用宅地等の見直し

#### (1) 改正前

以下の親族が相続により取得した財産のうち被相続人の居住の用に供されていた宅地等がある場合において、一定の要件を満たすときは、その宅地等のうち 330 ㎡までの部分については、相続税の課税価格が 80% 軽減されます。

- ① 被相続人の配偶者
- ② 被相続人と同居していた親族
- ③ 被相続人に配偶者がおらず、かつ相続開始の直前に被相続人と同居していた相続人がいない場合における被相続人の親族（相続開始前 3 年以内に自己又は自己の配偶者の持ち家に居住していない者に限る。）

#### (2) 問題点

上記③のいわゆる「家なき子」は、持ち家がなく親と同居していない相続人が、親の相続後に親の家に戻って住むことを配慮し設けられたものになります。しかし、この規定は相続開始の 3 年より前に配偶者以外の親族や、自己が経営している会社などへ持ち家を売却することにより、意図的に適用の要件を満たし、相続税の負担を軽減することが可能となっていました。

#### (3) 改正内容

上記の問題点のような、意図的な相続税の負担軽減を防止するため、次に掲げる者が「家なき子」から除外されることとなりました。

- ① 相続開始前 3 年以内に、3 親等内の親族、特別の関係がある同族会社・一般社団法人等が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
- ② 相続開始時に居住していた家屋を過去に所有していたことがある者

この見直しにより、意図的な適用が従来よりも厳しくなります。

### 3. 貸付事業用宅地等の見直し

#### (1) 改正前

親族が相続により取得した財産のうち被相続人の不動産貸付事業の用に供されていた宅地等がある場合において、一定の要件を満たすときは、その宅地等のうち 200 ㎡までの部分については、相続税の課税価格が 50% 軽減されます。

#### (2) 問題点

この特例の適用を受けるため、相続の直前に貸付用不動産を購入することにより、意図的に要件を満たして相続税の負担を軽減することが可能となっていました。

#### (3) 改正内容

規定の趣旨に沿わない節税を防止するため、相続開始前 3 年以内に貸付事業の用に供された宅地等については、貸付事業用宅地等の範囲から除かれることとなりました。

### 4. 適用時期

平成 30 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産について適用されます。



# 消費税軽減税率について

## 1. はじめに

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度の実施が予定されています。

消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものになります。今回はその制度概要を、飲食料品を中心にご紹介致します。

## 2. 軽減税率（8%）の対象品目

軽減税率制度は、平成31年10月1日以降に行う次の①及び②の品目が対象となります。

- ① 飲食料品（酒類及び外食を除く）
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

## 3. 軽減税率対象となる飲食料品の範囲

「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品をいい、「酒」、「医薬品」、「医薬部外品」は除きます。また、食品と食品以外の資産が一体として販売されるもののうち、次のものは軽減税率の対象になります。

① 税抜販売価格が1万円以下で②全体の価額に占める飲食料品の価額が2/3以上のもの

### 【例示】

外食に該当する（標準税率10%）	外食に該当しない（軽減税率8%）
ファストフード店での飲食	ファストフード店のテイクアウト
コンビニエンスストア内のイートインスペースで飲食するための販売	コンビニエンスストアにおける飲食料品の販売
・ 飲食店内での飲食（セルフサービス形式・立食形式・フードコート内での飲食を含む） ・ 飲食店内で飲食させるものとして提供するペットボトル飲料、缶飲料 ・ 飲食店で料理の残りの折り詰め	・ 飲食店のレジ前にある菓子等の販売 ・ 寿司屋のお土産
屋台での飲食料品の販売（おでん屋やラーメン屋等でテーブル・椅子・カウンター等の飲食設備があるもの）	屋台や移動販売車での飲食料品の販売（テーブル・椅子等の飲食設備がない）
食堂車での飲食	列車内の売店やワゴン販売
ホテルのルームサービス	ホテル客室の冷蔵庫内の飲料
出張料理・ケータリング（相手方が指定した場所で加熱・給仕等のサービスを行うもの）	出前・宅配
社員食堂・学生食堂における食事の提供	有料老人ホーム・小中学校での給食（1食当たり、及び1日当たりの上限金額あり）

ただし、飲食料品の譲渡には、いわゆる「外食」や「一定のケータリング」は含まれません。

## 4. 軽減税率の対象とならない外食とは

軽減税率が適用されない「外食」とは、①飲食店業等を営む者が、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において②飲食料品を飲食させる役務の提供を言います。例えば、レストランやフードコートでの食事の提供等が該当します。

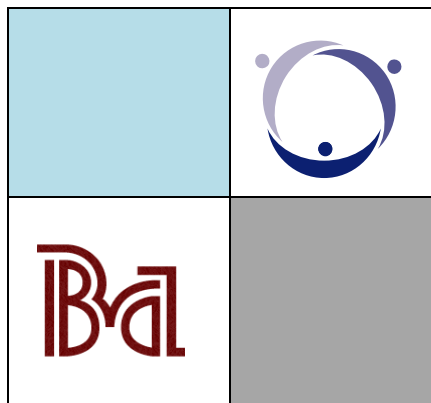
なお、ファストフード店のテイクアウトやコンビニエンスストアにおける飲食料品の販売は、上記飲食料品を飲食させる役務の提供には該当せず、軽減税率の対象となります（下記【例示】参照）。この取引の判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を販売する時点で行うこととなります。

従って、販売時に店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行う必要があります。

## おわりに

軽減税率制度の導入は、自社が飲食料品の販売を扱っている場合、受発注システムの改修や新税率対応レジの導入、販売方法の検討等事前の準備が必要となります。

また、飲食料品の販売を行っていないとしても、会議・贈答用の茶菓の購入、定期購読契約による新聞の購入等、軽減税率制度は事業活動に関わりがありますので、その理解及び対応を、早めに行うことがポイントとなります。



*Visit our web sites at*

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>